

各生徒、保護者の皆様へ

2020年2月19日

### 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、同感染症は2月より「指定感染症」に指定されました。従って、学校保健安全法の規定により、新型コロナウイルス感染症と診断された生徒は「**出席停止**」となります。

#### **出席停止期間**

「治癒するまで」となります。

登校再開にあたっては、医療機関で本校の書式「[治癒証明書](#)」に記入いただき、各クラス担任へ提出してください。

#### **罹患した場合の報告**

速やかに学校へ電話連絡し、以下を報告してください。必要に応じて、感染拡大防止のための措置を講じます。

- ・ 診断日
- ・ 受診した医療機関
- ・ 症状の現れた日
- ・ 症状が現れた日以降、本校関係者との接触状況（授業、クラブ活動等の出席状況）
- ・ 現在の状況
- ・ 今後の見通し等、医療機関からの指示

#### **感染症を予防するために**

手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。

参考：[厚生労働省「一般的な感染症対策について」](#)

#### **感染したかと思ったら**

参考：[厚生労働省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」](#)